日付

プロジェクト 税効果会計

「税効果会計専門委員会の進捗状況」に関して第 23 回基準諮問会議 で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、平成27年3月18日に開催された第23回基準諮問会議において聞かれた主な意見をまとめたものである。

具体的な意見

2. 具体的な意見は、以下のとおりである。

開示に関する意見

- (1) 繰延税金資産の回収可能性に関連する開示は、多くの財務諸表利用者にとって 重要である。
- (2) 現行の開示では、財務諸表利用者が繰延税金資産の内容を理解するのが困難であるため、少しでも開示項目を拡充する方向で議論いただきたい。特に、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、現金の裏付けがない資産であるにもかかわらず、会社法上の分配可能額を構成するという観点からも、情報開示の必要性について審議を進めていく必要があると考える。
- (3) 開示は重要なテーマであるので、慎重な検討をお願いしたい。

その他の意見

- (4) 繰延税金資産の投資意思決定の有用性について、税効果会計が導入された当初から、繰延税金資産の開示情報の有用性は低いという分析結果が報告されているものがあり、慎重な議論をお願いしたい。
- (5) 各分類の要件に該当しない場合は、過去及び将来を総合的に勘案して必ずいずれかに分類するという取扱いについて、再度、議論いただきたい。
- (6) 繰延税金資産の回収可能性に関する検討が進展している点は評価したい。ただ し、適用指針の公表を早期に行うべきであり、開示の検討にあたっては時間軸 に配慮いただきたい。

なお、税効果会計に関するプロジェクトに限らず、ASBJ の活動については、 各プロジェクトがどのように進捗しているのか全体像を把握しづらいため、検 討して欲しい。

(7) 税効果会計に適用される税率は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」において、公布日を基準とされている。そのため、例えば、改正税法が 3 月 31 日までに国会で成立し、公布日が 4 月 1 日になる場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債を改正前の税率で計上することになるが、修正後発事象として取り扱い改正後の税率に基づいて計上するほうが、企業の業績をより適切に表すのではないか。そのため、公布日基準を適用することについては、今後、見直していただきたい。

以上